

平成 2 6 年 6 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 2 6 年 6 月 2 4 日 (火曜日)

平成26年6月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成26年6月24日（火曜日） 午前9時～午前10時20分

2 開催場所 南大隅町本庁会議室

3 (1) 出席委員（16人）

会 長	6 番	橋 口 初 男
委 員	1 番	堂 地 初 男
〃	3 番	武 田 榮 一 郎
〃	5 番	鞍 掛 牧 生
〃	7 番	竹 之 内 勝 男
〃	9 番	徳 留 徳 次
〃	10 番	神 園 英 市
〃	11 番	瀬 崎 寅 蔵
〃	12 番	打 越 淳 一
〃	13 番	半 田 太 志
〃	14 番	溝 田 耕 一
〃	15 番	吉 永 一 雪
〃	16 番	溝 端 正 次
〃	17 番	富 田 良 成
〃	18 番	田 中 秀 実
〃	19 番	桑 田 勇 一

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美
 事務局次長 下園 ひとみ
 事務局主幹 川田原 司
 支所産業グループ長 川田原 孝二

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 119号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 120号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 121号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 122号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成26年度の活動計画等の決定について

議案第 123号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成26年6月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は16名です。全員出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、12番の打越委員と13番の半田委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の下園氏と川田原氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第119号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。許可申請は2件です。受付番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは2ページです。議案第119号の議案書をご覧ください。農地法第3条の許可申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第119号受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで説明に関連しまして、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

15番： 15番、吉永です。

議長： 15番、吉永委員。

15番： 申請地につきましては、下園公民館から山手の方に200m位登ったところにありまして、字図を見ていただきますと、左右が山で道路のT字路にあたる関係で面積も狭いことから、作業効率が悪くなり、4、5年前にタンカンを3本、柿の木1本を植栽し、周りには美人草が植栽してありました。数十年前の交換であり、譲受人が耕作しているわけですが、名義変更については耕地整備後の名義変更が終了したことから、今回の申請になったものでありまして、問題はないと思われまして、ご審議方、よろしく願いいたします。

議長： これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 1 1 9 号受付番号 1 番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 1 1 9 号受付番号 1 番は原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に議案第 1 1 9 号受付番号 2 番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは 6 ページをご覧くださいと思います。

(議案第 1 1 9 号受付番号 2 番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 7 番： 1 7 番、富田です。

議 長： 1 7 番、富田委員。

1 7 番： 現地は北之口水田の一画でありまして、河川工事が行われた所のすぐ隣の土地でございます。譲渡人と譲受人は親子関係でございまして、親子間の 3 条申請でございます。18 日に現地調査に行きましたところ、普通水稻の作付の準備をされておりました。親子間の 3 条申請でございまして、何も問題はないと思われまます。よろしく願いいたします。

議 長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 1 1 9 号受付番号 2 番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 1 1 9 号受付番号 2 番は原案のとおり決定いたします。

議 長： それでは、次に議案第120号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は1件です。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、8ページの議案第120号の議案書をご覧ください。
議案第120号については1件です。受付番号1番の議案書をもとに説明します。

(議案第120号受付番号1番の議案書をもとに朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願いたします。

議 長： ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

17番： 17番、富田です。

議 長： 17番、富田委員。

17番： 現地は国道269号線沿いの〇〇〇〇〇〇の横の土地です。現在は砂利がしいてありまして、隣の工場の資材置き場みたいになっておりました。〇〇さんと〇〇〇さんは義理の親子関係です。〇〇さんの娘婿さんです。周りに住宅も2,3軒建っております、何も問題はないと思われまます。農振地区外でもございますし、若者の定住地としても上手く利用してほしいと思っておりますので、5条申請に問題はないと思われまますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長： これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員の説明について、質疑のある方は挙手を願います。

3番： 3番、武田です。

議 長： 3番、武田委員。

3番： この申請については特別ないのですが、あそこの場所は埋め立ててから10年以上経っているのではないかと思います、田という状態でずっとおいてあったのか、聞きたいです。

事務局： 現況は雑種地でも、登記簿上は田のままでございます。

3番： 3番、武田です。

議 長： 3番、武田委員。

3 番： こういう場所があった時、農業委員会としてそのまま良いのか、どうでしょうか。
〇〇〇〇〇〇も田のままであったら、問題になると思いますが、そのあたりはどうでしょうか。あそこを埋め立てた時に転用許可をしたのか、過去の経過は、今の事務局では解らないでしょうけど、〇〇〇〇〇〇が建てた時に転用申請があったのか、農業委員会としては頭におく必要があるのではないのでしょうか。

議 長： 議案があがってきて初めてこういうことが解るという状況ですので、私達も注視していかなければいけないことですが、今後、〇〇〇〇〇〇の地主にも違反転用だということを通達すべきではないかと思っております。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第120号受付番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第120号受付番号1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長： 次に、議案第121号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、17ページの議案第121号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第121号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第121号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第121号は原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第122号、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

並びに平成26年度の活動計画等の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 21ページの議案第122号の議案書をご覧ください。

(議案第122号議案書をもとに資料の朗読及び説明)

農業委員会は、毎年度、当該年度の活動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画等の検討を行うこととなっており提案するものであります。

今年の3月の定例総会において平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成26年度の活動計画等の決定について説明させていただきました。そして4月の中旬に南大隅町のホームページに公表しまして、意見及び要望等を募集いたしました。結果1件も意見要望等がございませんでした。内容については、3月に説明した内容と変わりませんので、説明は省略させていただきます。ご承認いただけたら、国へ報告となっておりますので、よろしくお願いいたします。

議長： これより質疑に入ります。事務局からの説明について、ご意見のある方は挙手を願います。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第122号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第122号は原案のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第123号、農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 34ページの議案第123号の議案書をご覧ください。

農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

(議案第123号議案書をもとに資料の朗読及び説明)

現行の下限面積30アールの変更は行わないということで、よろしくお願いいたします。

議長： これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第123号農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第123号、農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定については原案のとおり決定いたしました。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了しました。
次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①行事予定について

議 長： よろしいですか。以上をもちまして、平成26年6月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員